

# 人権と民主主義は普遍的価値か ——存在と理解を分けるべき——

小 堀 真 裕\*

## 目 次

1. はじめに
2. 自然科学化する政治学
3. 立憲主義と自然科学
4. マルクス主義と自然法則
5. 法則が存在するのか、それとも法則があると思っている人々がいるだけなのか。
6. 専門家・指導者と民主主義
7. 「正しさ」と時空間
8. 人権・民主主義と翻訳
9. 国々独自の道

## 1. はじめに

人権や民主主義という普遍的なものは存在するのかという問を考えてみたい。とりわけ、筆者の研究的問題意識の出発点ともなったが、政治学としては距離を取らざるを得ないし、信条的にも異なるマルクス主義的なとらえ方を再検討してみたい。一言でいえば、マルクス主義の大半の論者は、社会や経済を、一種の「自然」として捉えてきた。マルクスとエンゲルスの著作の多くが自然科学について論じ、自然にも社会にも弁証法的唯物論が通用すると考え、それを歴史に応用して、史的唯物論を論じたことは、有

---

\* こぼり・まさひろ 立命館大学法学部教授

名である。この考え方自体は、実際のところ、マルクス主義者以外にもみられる。憲法学においても、非常に多く「普遍」が論じられてきた。社会の中に「普遍」があり、人権や民主主義も人類の普遍的到達点であると論じられることも多い<sup>1)</sup>。

本稿は、それを再検討してみる点に目的がある。筆者は、英国政治や比較政治を専門としてきた研究者であり、マルクスや諸哲学に関しては、自分の関心の範囲でのみ知っているに過ぎない。しかし、同時に、この問は、非常に重要な問であり、筆者もそれを理解するので、以下のように、考えを述べたい。

まず、端的に私の理解を述べるならば、人権や民主主義が人類共通の普遍的なものであるという理解は存在している、と考える。しかし、それは、存在しているという理解であって、人権や民主主義の存在そのものではない。人権や民主主義が何であるかについては、依然として議論が継続されていて、いまだ決着はついていない。

そのことを端的に表すものとして、世界人権宣言第1条を挙げておこう。それは、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」で始まる。ここでは、全ての人間は自由であり、平等である、と述べられている。しかし、全ての人間が自由で平等であるというのは、①過去の歴史を検証して、そういう状態があったという証拠をもとに述べているのか、②それとも何らかの論理を述べているだけなのか、また、③そうあるべきだということを言っているのか。まず、①に関しては、今日もなお、不平等な扱いを受けたり、自由を奪われたりしている人々の例は多くある。それは、一部のならず者によって自由を奪われているのではなく、政府が奪っている例もある。したがって、①は成立しな

---

1) 本稿は、実は、2021年にある研究機関から依頼があって、筆者が執筆したものを土台としている。現在、お蔵入りしている。したがって、やや体裁を直して法学部125周年記念論集に投稿したものである。すこし、奇妙なテーマ設定や結論になっているのはそのためであり、ご海容いただきたい。

い。実際には、②③の理解であろうと筆者は考えている。つまり、実際に、人々は自由を奪われたり、平等を損なわれたりしている状態があることを知りながらも、人間が設定した「自由」や「平等」という価値観で、そうあるべきだと言われているのが、人権宣言1条の意味であろうと考える。では、こう書くべきではないだろうか。「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるべきである」。しかし、多くの場合、憲法や憲章などの法的文書ではそう書かない。あたかも、それが「自然」であるかのような誤解を、誘発させるように書く。その書き方にこそ意味があるのであって、ここで「べきである」などと言ってしまっては、魔術としての意味がなくなる。

法が科する秩序が、「べき」の世界であるのに、そのように書かない点については、ケルゼンの有名な記述を引用しておこう。

「特に、一般的な諸規範は、一定の諸制裁が一定の諸条件に依拠してなされる諸規範でなければならず、こうした依拠は「べき」oughtの概念によって表現される。このことは、立法機関がこのような仮定的な「べき」言明という形式を諸規範に与えなければならない、ということを意味しない。ある規範の様々な要素は立法手続きの様々な産物に含まれ、言語的には異なった方法で表現されうる。立法者が窃盗を禁じるとき、彼は例え、まず、制定法の条項を形作る多くの文において窃盗の概念を定義する。その文は、同じ制定法の別の部分でありえるし、全く別の制定法のある部分の時もある。しばしば、その後者の文は、指示や「べき」の文という言語的な形をとらず、将来の出来事の予言という形をとる。立法者は、しばしば未来形を使い、窃盗はこのような方法で処罰される「だろう」willと述べる。そのとき、誰が窃盗犯かという問いは、その制定法か別の制定法の別の場所で答えられると仮定される。「処罰されるだろう」というフレーズは、将来の予言を示唆するわけではなく——立法者は預言者ではない——、「指示」や「命令」を示唆する。すなわち、これらの用語は比喩的な意味で使われる。義務創造的の権威は、制裁の諸条件が備わるとき、制裁

は窃盗に対して行使される「べき」である、とする。コミュニティの法、すなわち立法手続きにおける法的権威が作り出す材料を表することが、法の科学の仕事であり、それは、「このような諸条件が備わるならば、このような制裁が行われることになる」という効果に対する言明という形式においてなされる。これらの（法の科学が法を表す手段による）諸言明は、法制定権威によって創り出される諸規範と混同してはならない。こうした諸言明は諸規範と呼ばれるよりも、法的規則と呼ばれた方がよいだろう。法創造権威によって制定された法的諸規範は規範規定的であり、法の科学によって定式化された法の諸規則は記述的である。「法的規則」あるいは法の規則が、ここでは記述的意味で使われているということは、重要である。」  
(Kelsen 2007: 1463)

ここでケルゼンは、法の科学＝法的規則＝言明＝shall, will であり、法創造権威＝法的規範＝ought であると述べている。法は、人々を従わせるとき、ought の世界を丸出しにはしない。むしろ、それを未来形や現在形で述べて、従うことが当然であるかのように言う。日本の法律でもそうである。日本の刑法235条には「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」と、未来について書かれが、その裏にある、「べき」の価値は書かない。同じことは、英語の世界でもいえる。英国では、イングランド法の Homicide Act 1957, Section 7に、「No person shall be liable to suffer death for murder in any case not falling within section five or six of this Act」「いかなる人も、この法律の5・6条以外で殺人のための死刑に服さない」という条文がある。ここでも、当然のことながら、ought は使わない。

ここで、この話題を取り上げたのは、人権や民主主義も、実際には「べき」論であるのに、世界人権宣言の先の条項が示すように、まるで、社会における「自然」であるかのように書かれるからである。さも、存在しているかのように書かれるのである。

何が人権で民主主義であるのかも、未確定なのに、それは存在している

と理解されている。今日、日本や英語圏に存在していることは、その「理解」であって、存在でも現実でも歴史でもない。なお、筆者は人々が自由で平等であることを熱烈に支持するし、そのための行動も惜しまない。しかし、それは、自分の「理解」であって、何ら社会における自然ではないと考えている。存在と理解は区別されなければならないと考えている。

以下では、第一に、筆者の専門である政治学の日本と英語圏での状況に關して、筆者の理解を述べる。第二に、今日、日本で大きく話題になっている立憲主義に關して筆者の理解を述べたい。そのうえで、第三に、マルクス主義で述べられてきたことを、主としてマルクスとエンゲルスの言及を通じて確認する。第四に、人権と民主主義は、空間的にも、歴史的にも、各国独自の発展の影響を強く受けたもので、人類共通の存在とは厳密には言えないし、今なお変容し続けている。にもかかわらず、そこに最終的な答えがあるかのように理解されていることを、いくつかの未解決の論点を紹介しながら、述べる。

## 2. 自然科学化する政治学

近年の日本と英語圏の政治学においては、筆者の考える所では、自然科学化といつてもよいような方向に進んできている。日本においても、英語圏世界においても、政治学や社会学などで、新制度論と言われる潮流が盛んである。その新制度論においては、各国比較により、「因果関係について適切な推論と検証を行うこと」（建林・曾我・待鳥 2008）を目的とする研究が多い。また、こうした因果関係の論証においては、仮説の提示と検証という作業が不可欠となってくる。

そこにおいては、各国の比較研究によって、一般性として論証しうるものを明らかにするという傾向が強い。一国研究の意義は完全に認められなくなっているわけではないが、各国をまたぐ一般性の論証につながらないという批判もある。さらに、こうした論証においては、近年、因果関係の

論証を数的データに対する分析で行うことが多くなっている。これらは、一種の政治学の自然科学化と言ってもよいであろう。

また、研究者自身も、自然科学的研究方法を意識していることを明言する場合もある。例えば、日本や英語圏で研究方法論に関して、非常に影響力を持った文献『社会科学のリサーチ・デザイン』において、キング、コヘイン、ヴァーバは、社会科学における自然科学的方法の重要性を説いた (King et al 1994: 11)。また、歴史的制度論の重要な学者であるピーター・ホールは、自らの研究方法は「自然科学の方法に依拠する」(Hall 2003: 9415) と述べている。もちろん、こうした傾向は、近年始まったものではない。1926年、当時有名であった政治学者、チャールズ・メリアムは、「社会科学と自然科学は、共通のものである」(Merriam 1926: 12) と述べた。

近年で、最もこうした傾向を強く持った政治学の潮流として、進化政治学を挙げることができる。マイケル・バン・ピーターセンやアンソニー・ロペスらがこの潮流を推進している。この潮流は、様々な政治現象を人類の進化として論証することを目的としている。ただ、様々なものを進化だと言い切ってしまうことは簡単で、そういう議論はこれまでもあった。しかし、進化政治学の特色は、そうした断言ではなく、主として進化心理学の手法を使って、政治現象を進化の観点から実証的に証明しようとする (伊藤 2021)。自然科学化した政治学の代表的アプローチと言ってよいだろう。

### 3. 立憲主義と自然科学

このような社会科学の自然科学化という現象は、数量的な分析を通常使わない憲法学のような学問分野でも、見られる。先にみたように、今日の世界においては、人権や民主主義は、人類共通の価値として見られている。例えば、樋口陽一は、日本国憲法の認識を「『人類普遍』の自然法」と述べている (樋口 1984: 28)。つまり、一種の法則とみられていると言ってよいであろう。

「平等」という価値も、先にみたとおり、実際には、「全ての人々は平等であるべきだ」という「べき」論であるにもかかわらず、それがあたかも、もともとの存在であるかのように（つまり、一種の自然状態であるかのように）見られている。「平等」は、社会における一種の「自然」であるように見られているが、もし、仮に人間が自然として平等であると述べるのであれば、それはどういう論理によって支えられるのであろうか。こうした論理は、人間のみに与えられているのだろうか。それとも、明治時代に植木枝盛が述べたように、植物以外の動物にも、こうした平等が存在すると述べるのであろうか。その場合、最も自然であるはずの野生動物には「平等」は存在しないことを、どう正当化するのか。もし、平等があるとすれば、野生動物の間で弱肉強食が成り立たず、生態系が破壊されてしまう。つまり、「平等」という価値観は、人間が、人間の理解において作り上げた考え方であって、決して自然ではない。

しばしば、人権や民主主義は、自然法といわれるが、その場合、それがなぜ自然法と言われるかに注意しなければならない。自然法の祖と言われるグロチウスやペーフェンドルフが自然法と述べたから自然法になるわけではない。個人の価値観によって言われる「自然法」は、実際には自然法ではなく、その人の価値観である。20世紀の有名な法学者であるハンス・ケルゼンは、『純粹法学』のなかで、このような法と自然法との混同を厳しく批判し、憲法が議会に対して立法権を与えることによって作られる根本規範と、自然法と称されるものを厳格に区別した。

にもかかわらず、先にみたように、人権や民主主義は人類の普遍的価値を持つものとして、自然法則のようにとらえられた。しかし、人権を抑圧したナチが選挙で躍進したように、人権と民主主義が互いに相いれない時もある。人権と民主主義が互いに衝突した場合、どのように決着されるかは、政治が決めるよりほかない。つまり、人権と民主主義は予定調和するかに見えて、実は、誰もどのように調和するかの確信なしに、調和するだろうという理解によって、「普遍的価値」を持つものとされている。

#### 4. マルクス主義と自然法則

1844年の「経済学・哲学手稿」において、カール・マルクスは、「自然科学はやがて人間科学を包摂するだろう。まさに、人間科学が自然科学を包摂するように。そこには、一つの科学があるのみである」(Marx 1992: 355)と述べた。マルクスは、それ以上に自然科学について語ることは多くなかつたが、彼の共同研究者のフリードリヒ・エンゲルスは、『反デューリング論』のなかで自然科学の現象の中に多くの矛盾（対立物の統一と闘争）を見出し、彼の死後には、彼の自然科学に対する多くの著述が『自然の弁証法』として出版された。

そのエンゲルスは、これらの自然科学を考察し、「大切なのは、ただこうした諸法則を発見することだけである」(エンゲルス 1972: 60)と述べた。さらに、『空想から科学へ』においては、「歴史の見方においても、自然の見方においても、近代唯物論は、本質的に弁証法的であり、それはもはや他の諸科学の上に立つどのような哲学も必要としない」(エンゲルス 1963: 81)と述べた。エンゲルスは、この著作の締めくくりを「科学的社会主义」という言葉で締めた。

このように、社会科学の対象を、社会における「自然」とみなし、そこに法則を見出そうとする態度を、鮮明に見て取ることができる。

#### 5. 法則が存在するのか、それとも法則があると思っている人々がいるだけなのか。

上記のように、政治学、憲法学、そしてマルクス主義を、極めて簡単であるが、スケッチしてみた。この三つに共通するものは、人権や民主主義に関する何らかの事柄を、社会における「自然」として、法則視してきたことである。

政治学の場合は、確たる事項を法則とは見て取っていない。ただ、各國政治の中に、「法則」を見出そうとする傾向が強い。憲法学の場合は、人権や民主主義が「普遍的」法則視されているが、人権内部、民主主義内部、そして人権と民主主義が対立する側面に対して十分な関心を払っていないように、今日の所では見受けられる（もっとも、憲法学の場合、判例の分析やその判例によって作られた原則が学問の対象であるとすれば、人権や民主主義の諸原理内の対立一般などはそもそも学問の対象ではないのかもしれない）。マルクス主義の場合は、よく知られたように、社会主義革命や共産主義への道は、「アジア的、古代的、封建制および近代ブルジョア的生産様式」(Marx 1992: 426)という社会発展法則の中に位置付けられてきた。

ここで考えたいのは、社会に何らかの法則が存在するのか、それとも、法則自体の有無とは関係なく、法則があると思っている人々がいるだけなのか、である。この場合、確実に言えることは、後者だけである。こうした著作物やそれを書いている人々がいること自体は、私たちが、彼らの著作を目視して確認できる。

それでは、様々な人間社会にとって、一般的に見出しうる原理や法則があるとすれば、それは、これまでの研究の中で、どのようなものとして描かれてきたのかを、とりあえず確認したい。その場合に、ここではとりあえず論理的整理として、以下の二つのパターンを考えてみたい。

- A 原理や法則はある。それは、既に得られているものであり、目視もされている。そして、内容もその境界線も確定している。物理学の加速度の法則のように、何度も実験され、確立されている。
- B 存在はしていない。人権や民主主義を支持する人々はいる。しかし、支持する人々の間でも各国に課題があり、目視しうることは、それに確信を持っている人々がいることだけである。

ここで筆者は、目視しうることに頻繁に言及したが、あえてそうしている。紙幅が少ないので、あるものが存在するかどうかに関して、簡略化して「目視」に依拠しているわけであるが、もちろん、この「目視」も大きな問題をはらんでいることは、一言述べておきたい。「目視」する人がいる空間的な場所や歴史的位置によって、同じものを見ていても、その解釈は異なる。また、その「同じもの」を切り出すのも、当該の人間である。例えば、ロシア革命が成功だったか失敗だったかを論じるとき、その切り出された「ロシア革命」が各人の間で同一である保証は何もない。ある人は、1917年のみをロシア革命とみるかもしれないが、ある人は、20世紀前半全てをロシア革命と考えるかもしれない。また、ある人は、それを英語文献で考え、また別の人人はロシア語文献で考えるかもしれない。それらの人々がもつ対象としての「ロシア革命」像が、異なっていく可能性は十分にある。

ただ、ここでは、話を簡略化するために、物理学の法則などと同じように、実験などを通じて「目視」しうるかどうかを、指標の一つとしたい。

このように仮定した場合、人権や民主主義が A であるということはできないであろう。たしかに、多くの国々で「人権」や「民主主義」という状態があるかもしれないが、実験のように同じ条件を設定して、各国比較が十分にできるわけではない。他方、B のように、人権や民主主義を人間社会の法則として半ば見ている人々を、私たちは新聞やメディアで多数見ることができる。いわゆる「アメリカ型民主主義」という理解はそうであろう。アメリカ合衆国の地面に「民主主義」があるわけではない。それは、アメリカに住む人々の頭の中に存在しているのであり、その影響力の大きさゆえ、ある人々は、それが普遍的モデルであるのかと、研究者に問うているわけである。しかし、周知のように、合衆国の民主主義は完全ではない。トランプ政権下で、Black Lives Matter という運動が、合衆国で大きくなつた。また、2021年1月には、トランプ（当時）大統領の支持者が合衆国連邦議会ビルに乱入するという問題も起こつた。合衆国の人々が、「るべき民主主義」像を追い求め続け、それがまだ確定していないことは明らかである。

つまり、多くの人々が人権や民主主義に「合意」しているが、その実体自体は、未だ探求されており、未確定であるというよりほかないのである。人々は、いわば未確定の像があるということだけに合意しており、合意内容が明らかではないのに、各人の理解や解釈によってのみ納得しているのである。もっとも、未だ何が人権か民主主義かが確定されていないにもかかわらず、それがあるという確信的理窟が世界的に著しく増加してきたことは、特筆に値するであろう。

こうした見方は、哲学的に言えば、解釈主義の系譜に属する。この考え方には、19世紀ドイツの思想家ディルタイや、20世紀イギリスの歴史家・思想家のコリングウッドなどに始まり、今日では、思想家チャールズ・ティラーも、その系譜を受け継いでいる。この思想を哲学的にも体系化して発信しているのは、合衆国の哲学者マーク・ビーヴァーである。筆者は彼らの影響を受けている（これらの哲学の展開については、Bevir & Rhodes 2010）。

このように、内容はいまだ不確定であるのにもかかわらず、今日非常に支持を集め民主主義に関して、以下、三つの点の課題を示しておきたい。

## 6. 専門家・指導者と民主主義

民主主義とは、民衆の支配であり、民衆とは多数である。しかし、実際に、選挙を行っても、国民投票を行っても、民衆の数だけの見解があるわけではない。選挙や国民投票の結果、限られた政治指導者を選んだり、一つの結論（例えば英国のEU離脱など）を選んだりするに過ぎない。つまり、その過程は多数により行われているのに、結論は少数である。

そして、その決定自体にも、専門家や政治指導者などの少数が決定的な影響をもたらす。今日、日本で国政選挙を行ったとしても、それは少ない政治指導者たちの見解を選んでいるに過ぎない。言い換えれば、少数が多数を動かしているということもできる。民主主義に関するそうした懸念は、紀元前ギリシャのプラトンが *Republic*（日本語文献では『国家』と訳されてい

る)で指摘して以来言われてきたことで、決して新しいことではない。

また、そうした影響力を持つのは、政治指導者だけではない。先進化した国々の経済、医療、福祉、教育など様々な分野は高度に専門化されている。こうした分野での専門家の意見は決定的な影響をもたらす。その良い例がCOVID-19であろう。

専門家以外においては、コロナ・ウィルスの実態を知り、よく理解できる知識を持っている人々は少ない。そうしたなかで、私たちは、民主主義によって、コロナ対策を決めなければならない。その時、私たちは、自分では理解しえないコロナ対策に関して、専門家の意見を聞くよりほかないわけである。今日の日本においては、多くのコロナに関する専門家が発言し、彼らは私心なく、日本に住む人々の健康のために提言していると、私は考えた。しかし、それでも、私も含めて多くの人々は、専門家の出す対策を吟味する力を持たない。この問題を、民主主義は解決できていない(もっとも寡頭制であっても、君主制であっても、コロナ対策の「正解」を見つけることは困難であろう)。

## 7. 「正しさ」と時空間

さらに、専門化と民主主義という問題は、時空間によっても左右される。「正しさ」自体が、それぞれの国々や歴史に左右されるからである。

今日の経済学者アマルティア・センは、『正義のアイデア』という本の18章で、19世紀初めの有名な経済学者リカードと経済学者ジェームス・ミルとの間の手紙のやり取りを通じて、当時の経済学においては、飢餓に際しては、貧しい人々が死ぬよりほかに道はないという「正しさ」しかなかったことを題材にしている。1816年英国の飢餓において、リカードは、飢餓によって多くの人々が死ぬことを予想し、社会運動家が人々を救うために政府に対して対策や立法を要求することを、経済学の法則を無視した無駄な行為であると批判した。ミルは、むしろ、死ぬしかない運命の人々に対

しては、苦痛を和らげるために「豚にしてやるように、喉を搔っ切ってやるほかない」（Sen 2009: 388）と書いた。

これらは、リカードとミルの個人的やり取りであり、それらをもって彼らの考え方を批判するのは、少しアンフェアかもしれない。しかし、センの議論は、飢餓においては貧しい人々は死んでいくほかないという「正しさ」が当時の専門家たちの間で共有されていたことを浮かび上がらせた。結論として、センは、今日の経済学の水準においては、死者を増やすことなく飢餓に対処することができると述べた。

センのこの議論は、「正しさ」と時代性という重要な論点を提起している。自分が、1816年の英国に生きているとして仮定してみると、当時の学問的権威であった二人の経済学者が、多くの貧しい人々の死を受け入れるしか方法がないと「正しさ」を唱えたとするならば、社会運動はその「正しさ」を乗り越えなければならない。センが指摘したように、21世紀の今日の経済学は、飢餓による死者の増大は十分に防ぎうると考えているのかもしれない。しかし、その今日的到達点を、1816年の英國の人々は知ることができない。この一事が示すように、「正しさ」も時代によって制約される。また、「正しさ」は、人々の気持ちに深い影響を与え、結果として民主主義を制約する可能性が大いにある。この「正しさ」は、苦しみを和らげるために喉を搔っ切ってやるという刺激的なセリフの場合も、全ての人々は平等であるという一見すると共感を得やすいように見えるセリフの場合も、両方ありうる。

## 8. 人権・民主主義と翻訳

人権と民主主義は人類にとって普遍的なものであるという理解が、多くの国々の人々によって共有されているということは、上記のように確認できるが、そこでもう一点、その共有の実態を考察するうえで、重要なポイントがあることを述べておきたい。それは、翻訳である。翻訳とは、異なる

る言語の間において、ある言葉とある言葉が同じ意味であるという解釈を行うが、その解釈自体が正しいかどうかは確証できない場合が多い。その一方で、人々の間ではその用法が定着しうるという問題もある。

例えば、rights の訳語としての「権利」という言葉には、「分際」などの有力な候補があったことが知られている（樋口 2021: 310）。Constitution の訳語としては、明治維新直後には「国憲」として翻訳されていた時期もあったことが知られている（稻田 1960: 292-9-298）。

人権にしても民主主義にしても、幕末の時期に西洋から日本に入ってきたとみられているが、その訳語として、どんな表現が据えられるかによって、当然、私たち日本人は影響を受ける。つまり、そこは英語で読んで英語で考える諸国の人々などとは違う影響を、私たちは持つ可能性がある。例えば、一つの典型を挙げるなら、日本では英語の the state を国家と訳す。しかし、state には「家」という意味はない。逆に、日本において「家」は、単に各々の家族の住む家という以上に、天皇を父と仰いだ時代の「家」、武士や農民たちが先祖から受け継いだ財産が属する「家」というイメージを持つ。それから逃れられない。しかし、私たちは、ある種大雑把に the state と「国家」は同じであると考えるより他ないわけである。ここに、各国ごとの人権や民主主義に関する理解の違いを生み出す余地がある。

憲法学者樋口陽一は、そういう微妙な訳語を承知のうえで、上記のように日本国憲法を、西洋から由来する「『人類普遍』の自然法」に位置付けた。それは、日本国憲法の中に今なお残る封建的産物を見ないようにする態度だといえよう。日本国憲法第三章「国民の権利及び義務」における義務の規定に関しては、「格別の意義は見出しがたい」（長谷部 2022: 102）といわれることもある。しかし、憲法における「義務」規定の歴史は、1876（明治9）年までさかのぼり、その時には、徴兵などの義務と事実上対となって権利が述べられていた（元老院 1876: 2-5）<sup>2)</sup>。

---

2) ただし、この日本国憲法は、既にこの時点で外国人の存在を想定し、人身と財産の保護を認められるとしている。また、日本国民に対しても、言論や出版、集会の自由を保障す

日本国憲法においては、未だに13・14条などをはじめとして基本的人権は日本国民だけに認められ、外国人の権利は98条によって事実上迂回されて認められるにすぎず、入管において何ら権利を認められずに、死亡するような外国人の事件もあった。日本国憲法の起草過程では、GHQは「国民」という言葉には外国人が含まれないことから、その部分の修正を度々求めた。しかし、起草に携わった佐藤達夫（当時法制局）は、日本国憲法第三章の表題が「国民の権利及び義務」となっていることから、事実上拒否して、今日の規定となった（佐藤 1994: 334）。

今日でも、憲法学者はともかく、マスコミなどでは、「国民の義務」は様々な場面で強調されている。やはり、私たちは、英米などで言われている rights とは違った意味で、義務と一対のものとして権利を理解してきた歴史は、否定できないであろう。結局、どれだけ意義が見いだせないと言っても、日本国憲法における「国民の権利及び義務」は、日本に住む人々の思考や言動に深刻な影響をもたらしているのである。

「西洋」と同じ基本的人権が日本にあるわけでもなく、世界の普遍的権利が日本にあるわけでもない。日本の解釈を経て、日本バージョンの権利理解を、私たちはしているという現実を直視する必要があるであろう。

## 9. 国々独自の道

このように見えてくると、民主主義の在り方が国々によっても、時代によっても異なることは明らかであろう。人権や民主主義自体に固定化された真理やシステムがあるわけではなく、それは全て歴史の中で作られてきたものであると言える。人権や民主主義という存在があるのではなく、それを信じる人たちがいて、結果的に各国ごとの違った人権や民主主義を作り出してきた。人権や民主主義と呼ばれるものの内容自体は未だ確定されてい

---

るなど、極めて先進的な側面も持ち合わせていた。さらに、「臣民」ではなく、「国民」が一貫して使われた。

ないが、それが存在すると確信した人々が、政治や法を形作ってきた歴史的事実自体は、重みをもつものである。

そういう意味では、各国が各国自体の道を取ることになるのは言うまでもない。また、いかに、これまでの人権や民主主義に学ぶとしても、そこには各国的な諸理解が存在することになると思われる。ただ、そこにおいては、いずれの道をとるにしても、人々、すなわち人が決めることになるはずである。

なお、日本に関するいえば、人権や民主主義を法則のように、予めあるものとして受け入れる人が多いことを非常に懸念している。韓国では2024年12月に尹大統領が「非常戒厳」を宣言したが、議員や市民たちの抵抗によって解除された。人権や民主主義を法則であるかのように考え、当たり前のように受け止めるが、決して能動的な動きを示さない日本の人々に同じことができるとは、到底考え難い。したがって、本法学部125周年記念に当たって、人権と民主主義は、法則でも、「普遍」でもなく、人々の意思によって創り出されているという点を強調することは、何らかの意義があるものと考える。

#### 【引用参考文献】

- 伊藤隆太. 2021. 『進化政治学と戦争 自然科学と社会科学の統合に向けて』(芙蓉書房出版)。
- 稻田正次. 1960. 『明治憲法成立史 上』(有斐閣)。
- 元老院. 1876. 『日本国憲按』、国会デジタル図書館 accessed on 19 March 2025  
[https://www.ndl.go.jp/modern/img\\_t/022/022-002tx.html](https://www.ndl.go.jp/modern/img_t/022/022-002tx.html)
- 佐藤達夫, 佐藤功補訂. 1994. 『日本国憲法成立史 第3巻』(有斐閣)。
- 建林正彦, 曽我謙悟, 待鳥聰史. 2008. 『比較政治制度論』(有斐閣)。
- 長谷部恭男. 2022. 『憲法 第8版』(新世社)。
- 樋口陽一. 1984. 「第1章 天皇」、樋口陽一、佐藤幸治、中村睦男、浦部法穂『注釈日本国憲法 上』(青林書院)。
- . 2021. 『憲法 第四版』(勁草書房)。

- エンゲルス, フリードリヒ. 藤川覚・秋間実訳. 1972. 『フォイエルバッハ論』  
(大月書店)。
- エンゲルス, フリードリヒ. 宮川実訳. 1963. 『空想から科学へ』(青木書店)。
- Bevir, Mark & R. A. W. Rhodes. 2010. *The State As Cultural Practice*, Oxford University Press.
- Kelsen, Hans. trans. Anders Wedberg. 2007. *General Theory of Law and State*, The Law Exchange, LTD.
- King, Gary, Robert Keohane & Sidney Verba. 1994. *Designing Social Inquiry*, Princeton University Press.
- Hall, Peter. 2003. 'Aligning Ontology and Methodology in Comparative Research', James Mahoney and Dietrich Rueschemeyer (eds), *Comparative Historical Analysis in the Social Sciences*, Cambridge: Cambridge University Press. Kindle Version.
- Marx, Karl. 1992. *Early Writings*, Penguin Books Ltd.
- Merriam, Charles. 1926. "Progress in Political Research," *American Political Science Review*, Vol. 20, 1-13.
- Sen, Amartya. 2009. *The Idea of Justice*, Belknap Press of Harvard University Press.

